

標 題 : 総務省通知「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」の改正について  
発信番号 : 自治労情報2024第0129号  
発信日付 : 2024年7月4日  
宛先（団体） :  
宛先 : 各県本部委員長様  
送信者（団体） : 全日本自治団体労働組合  
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

総務省は6月28日、人事院が期間業務職員制度の運用の在り方を見直し、通知を改正したことを受け、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」を改正しました。

これについて総務省の考え方を確認したところ、下記の考え方が示されました。

- ・総務省は、これまで事務処理マニュアルの中で、国の期間業務職員の取扱いについて例示として示してきたが、あくまでも例示であるため国に準じる必要はなく、地域の実情に応じて適切に対応するよう助言してきた。
- ・実際、調査結果を見ても、再度任用における公募の実施状況については自治体ごとにばらつきがある状況である。（別紙：参考②総務省「会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果」抜粋）
- ・したがって、今回の人事院通知の改正により、総務省としてこれまでの解釈を変更することはなく、引き続き自治体の判断により、平等取扱いの原則と成績主義を踏まえ、地域の実情に応じて適切に対応するように、という立場である。

この考え方を受け、上限回数を設けている単組においては、次年度の公募に向けた実務が進む前に、下記の点をポイントに交渉・協議を行うようお願いいたします。別紙Q & Aもご参照ください。

- ・これまで国の取扱いを参考として、公募によらない採用の上限回数を2回（毎年及び4回まで、も同様）までとしてきた自治体については、国では上限回数2回までを努力義務とするという規定を削除したこと、そもそも総務省は国に準じる必要はなく地域の実情に応じて対応するよう助言してきたこと、実際に上限回数を設定していない自治体があることをもとに、上限回数の撤廃を求めます。
- ・その際、人事院が上限回数の記載を削除した背景には、非常勤職員についても人材確保の厳しさが増していること、また行政サービスを支える有為な人材を安定的に確保することができる環境整備が重要であることといった点があることも踏まえ、交渉・協議を行います。

添付ファイル :  
240628「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」の改正について.pdf

参考①\_人事院「期間業務職員の適切な採用について」の一部改正について（通知）.pdf

参考②\_総務省「会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果」抜粋.pdf

会計年度事務処理マニュアルの改正にかかるQ & A（総合労働局作成）.docx